

1. 通則

- (1) 入学時に選択した研究指導の担当教員が指導教員となる。
- (2) 学生の研究指導を担当する教員を指導教員とし、論文の作成、研究一般については、その指導に従う。

2. 修士課程

- (1) 修士の学位を取得しようとする者は、修士課程に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を取得し（※）なければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者について創造理工学研究科運営委員会が認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとする。
※経営デザイン専攻一般履修プログラムでは2年以上在学し、40単位以上を取得し、社会人特別特別履修プログラムでは1.5年以上在学し、40単位以上を取得すること。
- (2) 講義科目の選択は、原則として専攻内に置かれた科目の中からとするが、指導教員が認めた場合に限り、他専攻・他研究科・他学術院・他コースからも選択できる。

専攻名	他専攻聴講	理工学術院内他研究科聴講	他学術院聴講	他コース聴講
建築学専攻	6単位	6単位	6単位*	6単位
総合機械工学専攻	10単位	10単位	10単位	10単位
経営システム工学専攻*	8単位	8単位	8単位	8単位
経営デザイン専攻**	4単位	4単位	4単位	4単位
建設工学専攻	制限なし	制限なし	4単位	制限なし
地球・環境資源工学専攻	制限なし	制限なし	0単位	制限なし

*ただし、3項目併せて12単位までしか算入しない。
**ただし、3項目併せて4単位までしか算入しない。

- (3) 教育研究上有益と特に認めるときは、理工学術院内学部および教育学部理学科の4年次（前年度）に履修した大学院授業科目を、下記の各専攻が定める範囲内において大学院基幹理工学研究科の既修得単位として認定する。

専攻名	認定上限単位数
建築学専攻	10単位
総合機械工学専攻	10単位
経営システム工学専攻*	4単位
経営デザイン専攻	0単位
建設工学専攻	0単位
地球・環境資源工学専攻	10単位

創造理工学部設置の合併科目の履修は認めない。

- (4) 教育研究上有益と特に認めるときは、各専攻が定める範囲内において、理工学術院内学部および教育学部理学科の授業科目を履修し、その取得単位を修了に必要な単位（30単位）として認定することができる。ただし学部在籍時に修得した科目を履修申請することはできない。また、教職専修免許および各種資格に必要な単位としては認定しない。

専攻名	認定上限単位数
建築学専攻*	6単位
総合機械工学専攻	0単位
経営システム工学専攻	4単位
経営デザイン専攻	4単位
建設工学専攻	0単位
地球・環境資源工学専攻	6単位

*オープン教育センター設置の「都市・地域研究」の構成科目が対象

3. 博士後期課程

- (1) 博士の学位を取得しようとする者は、通常3年以上在学し、指導教員の行う研究指導を受けなければならない。
- (2) 博士後期課程では必要取得単位数はないが、博士後期課程設置科目を履修することができる。また、その他理工学術院内に設置された講義科目はその担当教員の了解のもとに聴講することができる。他研究科の講義科目についてもこれに準ずる。